

平成 23 年度 浦安市自立支援協議会への提言

一、自立支援協議会に於ける 幹事会・プロジェクト会のメンバーに、直接その助成を受ける可能性のある事業所の代表が入るべきではない。制度や事業を創設していく上で、そこから直接的な利益を得る事業所のメンバーがそのことについて話し合い、決定しても、市民のコンセンサスは得られない。

二、助成のあり方として、利用者への直接的な助成をする方向を考えた制度にしていきたい。

利用者がどこのサービスを受けても、その制度によるサービスを利用するための助成を利用者に対して行えば、サービス事業者を選択するのは、利用者の自由意志で行える。加えて、その事業を行う事業所間の競争原理で、サービス内容の向上が望める。

制度または事業を創設するにあたり、一事業所に対して、それを運営する助成を行うと、利用者がその制度また事業を利用したい時、その事業所以外を選べない。

一つの事業を行うため、助成を行い、それを一つの事業所に行わせた場合、利用者を選択の余地は無くなり、事業所も改善の努力をしない。

三、障がいのある人もない人も、共に暮らすことについての話し合いの場であれば、その会議は全て非公開にすべきではない。全体会と同じく、幹事会・プロジェクト会も公開すべきである。一般市民が、納めた税金を使うのであれば、それを理解して貰うために、よりオープンにして、理解を得る努力を協議会として、しなくてはならない。協議会の存在も会議日程も会場も、遍く見聞して貰うべきである。

四、自立支援協議会に於ける幹事会の役割について、浦安市地域自立支援協議会設置要綱、第 4 条 3 に拠る以外の内容については、同 4 のプロジェクト会に付議し、協議すべきである。

平成 20 年度までの協議会に於ける幹事会は設置要綱の通りの活動報告があがっているが、21・22 年度においては、プロジェクト会に付議するような内容の協議を行い、全体会の把握できない内容について、幹事長発言にあるように、次々と舵を取って進めている。これは設置要綱に定めた幹事会の役割を逸脱している。速やかにプロジェクト会に付議し、そこを協議の場とすべきである。具体的には、東野地区再開発の件と、GH 等整備の補助制度の立案についてである。

参考 第4条 3 幹事会は、全体会の委員のうちから市長が指名した者をもって構成し、次の各号に定める事項について調整する。

- (1) 全体会への付議
- (2) プロジェクト会議への付議
- (3) その他前条各号に定める事項についての調整

4 プロジェクト会は、第5条に規定する会長が指名する者をもって構成し、幹事会から付議された事項について協議する。